

【保育を必要とする証明】

※<区様式>は区指定の様式での提出が必要です。様式は区ホームページに掲載しています。

保護者の状況	必要書類（父母それぞれ必要です）	認定有効期間
就労（外勤・自営） （就労内定・産休・育休含む） （自営はA・Bいずれも必要）	A. 「就労証明書」<区様式> ※1日4時間以上かつ月12日以上就労に限る B. 「自営を証明する書類」（外勤の場合は不要） ※「開業届、営業許可証、請負契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書等」のうちいずれか一点（写し可。他社発行、または公的機関の証明に限る。） （就労証明書内の法人番号を記載された場合、自営を証明する書類の提出は不要です。）	各事由に 該当しなくなるまで
疾病・障害	「医師の診断書」または 「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）の写し」	
介護 （A・Bいずれも必要）	A. 「介護状況調査書兼日常生活状況調査票」<区様式> B. 「被介護者の診断書」（指定の用紙はありません）	
出産 （外勤以外）	「母子健康手帳の写し」 （表紙+分娩（出産）予定日が記載されているページ）	出産予定月及び その前後2か月の 5か月以内
求職中	申請時の書類の提出は不要ですが、就労の意思や求職活動の状況等を確認する場合があります	3か月
就学 （A・Bいずれも必要）	A. 「在学証明書」または「入学許可書」等 B. 「カリキュラム（授業形態がわかる書類）」 ※学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合はカリキュラム不要	保護者の 在学終了月末まで

※ひとり親の場合、「保育を必要とする証明」に加え、以下の書類の提出が必要です。

ひとり親となる理由	必要書類（江東区で児童扶養手当を受給中の方は、書類の提出は不要です。）
離婚、離婚調停中、 未婚、死別、 行方不明、拘禁等	「ひとり親世帯申立書」<区様式>及び 「ひとり親であることが確認できる書類」（下記参照） ※「戸籍謄本、離婚届受理証明書、ひとり親家庭等医療証（マル親）、調停期日通知書、弁護士の証明書、行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書、その他ひとり親であることが確認できる書類」のうちいずれか1点の書類（写し可。第三者や公的機関の証明に限る。）

【住民税非課税を証明する書類】

認定開始希望日	江東区への転入日及び必要書類	
	令和5年1月2日～令和6年1月1日	令和6年1月2日～
令和6年4月1日～ 令和6年8月31日	令和5年度住民税非課税証明書	① 令和5年度住民税非課税証明書 ② 令和6年度住民税非課税証明書 (②は令和6年7月以降にご提出ください)
令和6年9月1日～	書類は必要ありません	令和6年度住民税非課税証明書

【認定の有効期間】

認定は下表のとおり、全クラス年齢共通で保護者の事由に応じて有効期間が定められています(父母のうち、いずれか短い期間を適用)。

保護者の事由	母(又は父)						
	就労	求職(※)	出産	疾病	介護	就学	
父(又は母) 就労	小学校 就学前まで	3か月間	出産予定月及び その前後2か月の 5か月間	小学校 就学前まで	小学校 就学前まで	保護者の 在学期間	

<有効期間の更新手続きについて>

保護者が以下の事由に該当する場合、認定有効期間の更新手続きがないと、認定有効期間の終了をもって補助金の受給資格を失います。

事由	手続き期限	必要書類
求職(※)	認定有効期間終了月末まで	①就労証明書<区様式> (1日4時間以上かつ月12日以上の就労に限る) ②求職活動報告書<区様式> ①又は②のいずれかをご提出ください。
就学	認定有効期間終了月末まで	①就労証明書<区様式> (1日4時間以上かつ月12日以上の就労に限る)
	就学満了に伴い、翌月1日から求職活動をされる方は入園係までお問合せください。	
出産	認定有効期間の更新はできません。再度、別の事由での申込みが必要です。	

<求職中の方の手続きについて>

求職中で認定された方は、3ヶ月以内に就労(1日4時間以上かつ月12日以上)を開始する必要があります。就労を開始した場合は、速やかに「就労証明書」等をご提出ください。就労を開始できない場合は、原則として3ヶ月間で認定期間が終了しますが、やむを得ない理由等で、就労を開始できなかった場合に限り、求職活動の詳細な状況を報告することで認定有効期間を更新できる場合があります。

認定有効期間の更新を希望する場合は、必ず認定有効期間の終了月内に「求職活動報告書」<区様式>をご提出ください。

(例) 認定有効期間が10月～12月で、求職活動をおこなったものの就労できなかった場合

⇒ 12月中に求職活動報告書を提出